


報道発表資料の配付日時 11月27日(月) 15時00分

発表項目 (行事名)	「第二次北海道再犯防止推進計画」素案に係る 道民意見の募集について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>「第二次北海道再犯防止推進基本計画」素案について、道民の皆様からのご意見を広く募集します。</p> <p>1 募集期間 令和5年11月28日(火)～令和5年12月27日(水)(必着)</p> <p>2 第二次北海道再犯防止推進計画(素案)等の入手方法 (1) 北海道のホームページ(環境生活部暮らし安全局道民生活課ホームページ)への掲載 ※HPでの公開は、11月28日9時となります。 (https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/dms/kouseihogo/171296.html) (2) 以下の場所での閲覧及び配付 ア 北海道環境生活部暮らし安全局道民生活課(道庁12F)  イ 北海道総務部行政局文書課行政情報センター(道庁別館3F) ウ 各総合振興局及び各振興局(石狩振興局を除く)の行政情報コーナー</p> <p>3 意見等の提出方法及び提出先 (1) 郵便 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道環境生活部暮らし安全局道民生活課道民生活係 (2) ファクシミリ 011-232-4820 (3) 電子メール kansei.dousei@pref.hokkaido.lg.jp</p>		
参考	「道民意見提出手続の意見募集要領」及び「第二次北海道再犯防止推進計画素案の概要」を添付します。		

報道(取材)に当たってのお願い			
他のクラブとの関係	同時配付	(場所)	
	同時レク		

担当 (連絡先)	環境生活部暮らし安全局道民生活課(担当者:主幹 黒田 勝巳) 電話 011-206-6148 内線 24-153 公用スマホ 011-585-6102 内線 30494		
-------------	--	--	--

道 民 意 見 提 出 手 続 の 意 見 募 集 要 領

令和5年11月28日

(意見募集開始日)

- 1 計画等の案の名称
第二次北海道再犯防止推進計画(素案)
- 2 参考資料の名称
 - (1) 第二次北海道再犯防止推進計画 (素案) の概要
 - (2) 第二次北海道再犯防止推進計画の概要 (やさしい版) ※子ども向け
 - (3) 第二次再犯防止推進計画 (概要)
 - (4) 第二次再犯防止推進計画
- 3 計画等の案及び参考資料の入手方法
 - (1) 北海道のホームページ (環境生活部くらし安全局道民生活課ホームページ) への掲載
(<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/dms/kouseihogo/171296.html>)
 - (2) 以下の場所での閲覧及び配付
 - ア 北海道環境生活部くらし安全局道民生活課 (道庁12F)
 - イ 北海道総務部行政局文書課行政情報センター (道庁別館3階)
 - ウ 各総合振興局及び各振興局 (石狩振興局を除く) の行政情報コーナー

※上記の場所において、紙媒体による閲覧又は配付をご希望の場合は、担当職員へお申し付け下さい。
- 4 意見等の募集期間
令和5年(2023年)11月28日(火)～令和5年(2023年)12月27日(水)
※郵送については、当日到着分まで有効
- 5 意見等の提出方法及び提出先
 - (1) 郵便 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道環境生活部くらし安全局道民生活課道民生活係
 - (2) ファクシミリ 011-232-4820
 - (3) 電子メール kansei.dousei@pref.hokkaido.lg.jp
 - (4) 電子申請サービス (子ども向け)
<https://www.harp.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=YJ5LBN4z>
- 6 意見募集結果の公表時期
提出された意見については、意見に対する考え方と共に令和6年(2024年)1月下旬頃を目処に「道民意見提出手続の意見募集結果」を公表します。
なお、意見募集の結果の公表は「3 計画等の案及び参考資料の入手方法」に記載の方法に準じて行います。
- 7 その他
 - (1) 意見の提出に当たっては、日本語でお願いします。
 - (2) 意見の提出に当たっては、住所、氏名(団体の名称)を記載してください。
なお、意見の要旨と併せて、意見を提出された方の住所(市区町村名のみ)を公表することがあります。
 - (3) 意見が長文の場合や大部の資料を添付する場合は、併せてその要旨を提出してください。
 - (4) 電子メールによる意見の提出は、ファイル形式をテキスト形式とし、添付ファイルによる提出はご遠慮願います。
 - (5) 意見受付後、約3日(土曜・日曜日、休日を除く)以内に受け付けた旨をご連絡いたしますので、連絡がない場合は、電話・ファクシミリ・郵便等でお問い合わせ願います。
なお、連絡は、電子メールの送信・電話・ファクシミリ・郵送等により行います。
 - (6) プライバシーを侵害する意見、誹謗中傷などの差別を助長する意見、個人情報に記載された意見は公表しない場合があります。

問い合わせ先

環境生活部くらし安全局道民生活課道民生活係
電話 011-206-6148 (直通)

第二次北海道再犯防止推進計画（素案）の概要

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

- ・ 全国の刑法犯、検挙人員に占める再犯者率は上昇傾向にあり、令和3年には48.6パーセントと約半数は再犯者という状況
- ・ 国は安全・安心な社会実現のためには、再犯防止等の取組が重要との認識の下、平成28年に「再犯の防止等の推進に関する法律」を制定、平成29年に「再犯防止推進計画」を策定
- ・ 本道においても、法及び国の計画を踏まえ、令和3年3月に「北海道再犯防止推進計画」を策定し、再犯防止に関する取組を総合的かつ計画的に進めてきた
- ・ 国では、令和5年3月「第二次再犯防止推進計画」を策定し、国と地方公共団体との役割の明確化、地方公共団体の主体的かつ積極的な取組の促進等が基本的な策定の方向性として示された
- ・ 国の第二次計画の策定を踏まえ、道では、引き続き、犯罪をした人等が社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員として地域に定着できるよう支援する取組を推進することにより、再犯を防止し、道民が安全で安心して暮らせる社会の実現を目指すため、「第二次北海道再犯防止推進計画」を策定

2 計画の位置付け

- ・ 再犯防止推進法第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画
- ・ 「北海道総合計画」及び「北海道人権施策推進基本方針」を推進するための施策別計画
- ・ 北海道SDGs推進ビジョンの趣旨を踏まえた取組

3 計画の対象者

犯罪をした人等（再犯防止推進法第2条第1項に規定する「犯罪をした者等」であり、犯罪をした者又は非行少年若しくは非行少年であった人のことをいい、起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた人、矯正施設（刑務所、少年院等）出所者を含む。）

4 計画の期間

令和6年度から概ね5年間とし、計画期間中であっても必要に応じて見直しを行う。

第2章 再犯を取り巻く状況

1 本道の再犯者等の状況

- ・ 刑法犯の認知件数：（令和4年：1万9,604件 20年ぶりに増加）
- ・ 検挙人員に占める再犯者の割合：平成25年：42.1%→令和4年：44.2%

第3章 施策の展開方向

1 基本方針等

【基本方針】

- ① 犯罪をした人等が立ち直り、社会の一員として孤立することなく地域に定着できるよう、国及び市町村、民間団体などと連携した取組
- ② 国との適切な役割分担を踏まえ、犯罪をした人等に対する切れ目のない指導及び支援
- ③ 犯罪をした人等が犯罪被害者の心情を理解することの重要性を踏まえた取組
- ④ 再犯防止の取組をわかりやすく広報することなどにより、道民の関心と理解を醸成

【重点課題】

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 犯罪をした人等の特性に応じた効果的な支援の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等
- ⑥ 地域による包摂を推進するための取組

2 計画指標

刑法犯検挙者中の再犯者数

令和4年	令和9年 目標値
3,354人	2,850人以下(15%以上の減少)

第4章 具体的な取組

1 就労・住居の確保等

(1) 就労の確保等

- ① 就職や職場定着に向けた相談・支援等の充実
 - ・就業や職場定着に向けた支援、生活困窮者や障がい者に対する相談対応など
- ② 犯罪をした人等を雇用する企業等の開拓、社会的評価の向上
 - ・協力雇用主制度の周知や協力雇用主の受注機会の増大
- ③ 関係機関・団体との連携強化

(2) 住居の確保等

- ① 公営住宅への入居における配慮
 - ・道営住宅への入居における配慮や公営住宅の取扱についての市町村への周知
- ② 新たな住宅セーフティネット制度の活用促進
 - ・住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録促進
- ③ 支援が必要な人の帰住先の確保
 - ・矯正施設を出所した高齢者や障がいのある人等の帰住先の確保
- ④ 生活困窮者の住居の確保
 - ・生活困窮者に対する相談対応や住居確保給付金の支給、一時生活支援事業などの支援

2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等

(1) 高齢者や障がい者等への支援等

- ①保健医療・福祉サービスの提供
 - ・社会福祉施設等に向けた支援や生活困窮者に対する自立支援
 - ・通信アプリLINEを活用した相談窓口の紹介
- ②関係機関・団体との連携強化
- ③被疑者等への支援を含む効果的な入口支援の実施
 - ・福祉的支援の利用調整
- ④地域生活定着支援センター、地方公共団体等の多機関連携の強化等
- ⑤保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための体制の整備

(2) 薬物依存の問題を抱える者への支援等

- ①薬物依存に関する治療・支援に繋げる取組
 - ・薬物等依存症のからの回復に向けた支援や関係職員に対する研修の実施
- ②関係機関・団体との連携強化
- ③薬物事犯者の家族に対する支援
 - ・関係機関等の連携強化や児童生徒に対する普及啓発
- ④民間団体等への支援
 - ・団体が行う講習会等への職員の派遣や自助グループの活動紹介
- ⑤薬物乱用防止に関する広報・啓発
 - ・児童生徒や地域住民への普及啓発

3 学校等と連携した修学支援の実施等

学校等と連携した修学支援の実施等

- ①児童生徒の非行の未然防止等
 - ・関係機関による児童生徒への啓発や相談対応
- ②学校等と連携した立ち直り支援
 - ・児童自立支援施設における学習指導や少年警察ボランティア等と連携した居場所づくり活動

4 犯罪をした人等の特性に応じた効果的な支援の実施等

特性に応じた効果的な支援の実施等

- ①性犯罪者に対する指導等
 - ・子どもを対象とする暴力的性犯罪者に対する指導等
- ②暴力団関係者等に対する指導等
 - ・離脱希望者に対する就労支援を軸とした離脱支援や離脱者の社会復帰対策の推進
- ③少年・若年に対する支援等
 - ・相談窓口の周知や立ち直り支援のための取組の実施
- ④発達上の課題を有する犯罪をした人等に対する支援等
 - ・関係機関の職員向けの研修の実施等
- ⑤飲酒運転をした人等に対する指導等
 - ・相談対応や保健指導の実施
- ⑥ストーカー・DV加害者に対する指導等
 - ・加害者に対する適切な措置を実施
- ⑦女性の抱える困難に応じた指導等

⑧盗撮等がやめられない人への精神保健福祉センターの対応

5 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等

(1) 民間協力者の活動の促進等

①民間ボランティアの確保

・保護司会や更生保護女性会等の活動の周知や人材の確保への協力

②民間ボランティア等の活動に対する支援の充実

・国や市町村と連携し、民間ボランティア等の活動支援
・更生保護活動に関する広報や少年警察ボランティアを対象とした研修の実施

(2) 広報・啓発活動の推進等

①再犯防止に関する広報・啓発活動の推進

・「社会を明るくする運動」による啓発等、関係機関・団体と連携した啓発活動の実施

②民間協力者に対する表彰

・功績が顕著な保護司や地域暴力追放団体等の表彰の実施

6 地域による包摂を推進するための取組

地域における国・市町村・民間団体等との連携強化

① 連携体制の整備

・北海道再犯防止推進会議の開催

②地域の関係機関・団体に対する情報提供等

・市町村等の関係情報の提供や市町村と協働した各種施策の検討・推進

③市町村との連携

第5章 計画の推進体制

1 推進体制

- ・「北海道再犯防止対策庁内連絡会議」における課題等の検討、関係部局の連携による施策の推進
- ・関係する国の機関や民間団体等で構成する「北海道再犯防止推進会議」における計画の総合的な推進

2 進行管理

- ・毎年度、計画に位置づけた施策の実施状況をとりとまとめ、必要に応じて改善を図りながら、効果的・効率的に推進
- ・国の動向や社会状況の変化等を踏まえた施策の展開、必要に応じて国への要望等を実施